第507号

主な記事

・個別指導会場　複数か所へ（1面）
・国税局交渉（2面）
・厚生局への要請（3面）
・労務ワンポイントアドバイス（4面）

岩手県保険医新聞

発行所
岩手県保険医協会
〒020-0034
盛岡市盛岡駅前通15－19
TEL 019-651-7341(代)
FAX 019-651-7374
発行人　南部淑文
https://www.i-hoken-i.org
購読料　年2,400円（〒別）
会員の購読料は会費に含まれています。

岩手県医師会と懇談

11月7日㈬、岩手県医師会館にて岩手県医師会と懇談会を行いました。今回の懇談は当会が医師会に申し入れし実現したもので3年ぶりとなります。

あいさつする小原県医師会長

小原紀彰県医師会長は「医師会の事業は、そのときの時勢や国の政策によって大きく変化していくが、世の中の情勢を的確に捉えて対応していかなければならないと思っている。保険医協会とは今後ともいい関係でありたい」とあいさつしました。

当会の南部淑文会長は「両会の活動は、異質な点や大きくかけ離れたものはなく、他県の保険医協会の例では、県の医師会、歯科医師会、保険医協会の3者が密接に連携しているところは、非常に充実した活動をしていると聞いている。岩手県でもそのようになればとともに、両会の目指すことには大きな違いはなく、それぞれの活動や情報を共有することが重要だと思う。今後も懇談をお願いしたいと述べました。当日の参加者は以下の通りです。

【出席者】

（岩手県医師会側）
小原紀彰会長
小川彰、滝田研司、和田利彦各副会長
本間博、増田友之、木村宗孝、吉田耕太郎、亀井俊也、小瀬川玄、菅義行、久保田公宜、宮田剛、橋本真生各常任理事

（協会側）
南部会長
池田、小野寺、小山田、角原、黒田、坂各副会長
尾形、加藤、坂本、東山常任理事

医科

個別指導会場 盛岡1か所から4か所へ

東北6県の保険医協会は合同で、2010年から毎年、東北厚生局に対して指導行政の改善を求める要請と懇談を行っています。岩手県保険医協会は1回目の要請より、岩手県の医科の指導会場を盛岡1か所のみではなく、各地で行うよう求めてきました。

指導会場が県内1か所というのは東北では本県のみであり、本県の歯科も各地で行っています。また、会員からは以前より指導に当たるとその日は休診にせざるを得ないとの声も聞かれていました。医科開業医会員にアンケートを取ったところ、各地域で行って欲しいとの回答が73％に上りました。

保険医療機関や保険医の協力のもとに行われるべきである指導が、保険医療機関や患者の犠牲の上に成り立っているのが現状です。

当初、要請に対する東北厚生局の回答は、各地での開催を検討するというものでした。しかし回を重ねるにつれ、東北厚生局では各地で設定する権限はないので要請があったことは岩手事務所へ伝えるとの回答に変化していきました。この変化は後退なのか前進なのかは測りかねますが、ともかく岩手事務所へは伝えて頂けることになり、毎回、この要請と回答が繰り返されてきました。

そしてついに今年度より、医科の個別指導と新規個別指導は沿岸部については3か所で行われることになりました。3か所とは、久慈医師会、宮古医師会、釜石・気仙医師会の地区医師会単位の区分けです。このことは、とりわけ沿岸部の医療機関にとって、盛岡への移動が最も短い宮古市でも車で2時間以上要するものであり大きな前進と言えます。一方で、内陸部については盛岡1か所のままです。内陸部は東北自動車道が通っているとは言え、遠方になると盛岡まで2時間かかる地域もあります。

沿岸部のみとは言え各地での開催が実現したことは成果です。今後は、内陸部における各地開催実現のため、粘り強く取り組んで参ります。

待合室キャンペーン

クイズで考える私たちの医療

クイズはがき・ポケットティッシュのご協力ありがとうございました！

会員の先生方にお願いしておりました標記のクイズは、お陰様をもちまして在庫が全てなくなりました。先生方のご協力、誠にありがとうございました。

寄せられたご意見

・1～3割負担、外来では高いよ～😖 少しの痛みも我慢しちゃうね…。日本、どうなるんだ!!!（陸前高田市・主婦）
・政治家の給料減らして効率的にやってほしい。都会と田舎の給料が違い過ぎる中で消費税上げられると苦しい。これからの日本は不安だらけで何も期待できない。これからの子どもたちが心配です。どうでもいいことに金や力を使わないでちゃんと国民の少数の声も聞いてほしい。せっかく力がある方たちなのに（政治家）。（二戸市・会社員）

鍼（はり）のひびき

私の最も敬愛する内田樹氏によると「多様性は若者の証であり、単純性は老化である」という。また「おなじことばかりいう人はもはや老衰である」と。

Aさんは私より少し年上である。Aさんは、同じことばかりを言う。自分から丁寧に説明するというが、違う話になったり、原稿すら間違えて読んでしまう。

私は歯科医なので、職業病のせいで口元を見てしまう。Aさんの下の前歯は凸凹、着色しており、歯周病で歯茎が腫れ、ちょっとおちょぼ口で、頬はいくらか垂れている。上の前歯はかぶせているようだが、左右の歯の色が違っている。

しゃべると舌足らずで滑舌が悪い。特に「サ」行の発音が「シャ」になる。息が歯と歯の間を通る切歯音がうまく発音できない。舌の動きが悪く、歯並びと発音から考えると舌が低位なのだろう。

Aさんの好きな言葉は「ジューシー」だ。食べた後に、「とってもジューシーですね」と表現することが多い。これは、咬むことよりも、潰したものや軟らかいものがおいしいと感じているから選ばれた言葉であろう。

Aさんが、友達と別荘でバーベキューに行った時、足元が映っている写真があった。左右の靴ひもの結び方が違っていた。足元など考えもしない、気にしない人なのだろう。

最近Aさんは、こだわりが強くなってきている。自分の思い通りにならないことがあるようだ。そのためウソをついても、その欲望を満たす行いをする。

ウソをつくのは、幼児から大人になる過程で起こることだ。成長すると、ウソをついてもウソが自分に戻ってくることがわかり、真の大人（タイジン）になる。ウソは、結局コスパが悪いとわかるから。ただ、そのウソを楽しんでいるなら息を吐くようにウソをし続けて一生を終える。

H24・10・31の衆議院本会議で、Aさんは国民に述べた。「政治家も責任を取らない結果、政府は無責任体制に陥り、国家運営の著しい停滞を招いた」。私たち国民もこころしなければならないのだ。（A）

■　税務調査、個別指導、保健所の立入検査の連絡があった際は、お早めに協会にご相談ください。（TEL019-651-7341）

税務調査の改善を求め
東北ブロック合同仙台国税局交渉

10月25日㈭、仙台国税局にて、東北ブロック合同国税局交渉を行い、当会から吉田副会長、米持常任理事、事務局が参加、他東北6協会より役員事務局計13名が参加しました。

国税局からは仙台国税局総務部総務課課長補佐の舘下賢吉氏と同課総務第2係係長の月光氏が対応しました。

※以下　国税局回答は「税」

仙台国税局前にて

〔要望項目〕

⑴税務調査に臨む調査官の基本的な姿勢について

⑵事前通知について

⑶留置きについて

⑷カルテについて

⑸調査結果の説明について

⑹質問応答記録書について

⑺調査期間について

⑻マイナンバー制度について

（詳細は当会ホームページの会員ページに掲載）

⑵事前通知について

アンケートでは、納税者（税務代理人）への事前通知について、法律等で定められた項目が納税者に全部正確に伝わっていない結果となった。これを是正するためにも少なくとも1か月前に書面で通知すること。納税者に調査となった理由を懇切丁寧に説明すること。

税）事前通知の方法に法的要件はないが、帳簿類の確認をしてもらうためにも、電話で通知を行っており、通知項目が適切に伝わるよう配慮している。また、法令上の規定はされていないが、調査手続きの透明性と予見可能性を高めるため、調査日の一定期間前に連絡をしている。ただし、個々の事案で変わるものなので、一律に何日前とはいえない。税務当局では、納税者にわかりやすい通知となるよう努めているところである。

調査対象となった理由については、法令上の事前通知の項目に入っていないため、説明する必要はない。具体的に理由を示した場合に対策をとられる可能性があり、適正公正な調査に支障をきたすと考える。

⑺調査期間について

アンケートでは、調査期間（実地調査開始から終了連絡まで）が1か月以上におよぶケースが35％になっている。調査期間が長いと納税者にとって精神的負担が大きく、診療にも影響を与える。調査期間、調査実日数はできるだけ短縮すること。

税）納税者に負担がかからないように実施するよう努めているが、個々の事例でも変わるため、一律に何日以内で終了するとは言えない。

納税者に伝わっていない

懇談では、「⑵事前通知について」、米持常任理事が会員アンケート結果において、法令で定められている通知項目のうち、「調査目的」「対象税目」「非違があった場合」についてここ数年間の調査では、4割以下の納税者にしか伝わっていないことを指摘し、電話でのやり取りではなく、FAXを含めた文書での通知を行うよう再度要請するとともに、当局で作成しているチェックリストを納税者側に提示するよう求めました。

これに対し舘下氏は、FAXは混線のために誤通知が何万分の1で発生するから使えず、申告書へのFAX番号の記載の誤りも想定される。文書の手渡しも管轄地域が広い部署もあり、非効率なので行わない。よって、通知方法についての考え方は変わらないとし、チェックリストは内部行政文書のため公表できないと回答しました。

長期間の調査

⑺調査期間について、吉田副会長が、調査期間が半年から1年かかった事例も報告されており、長期間の調査は納税者の診療にも影響があり、精神的負担にもなることを説明し、調査が長期間に及ぶことは、調査側の手法や能力にも問題があるのではないかと指摘しました。

舘下氏は、納税者側の都合で延びる場合もあり、署員が不必要な引き延ばしをしていないと信じているが、引き続き効率的な調査を行いたいと述べました。

義歯の取り違えの心配がなくなり安心!!
― 義歯ネーム入れと口腔ケア ― 開催

11月3日㈯、盛岡市の特別養護老人ホーム「さくらぎの里」にて、「10（いれ）・8（ば）の日」にちなみ（一社）岩手県歯科技工士会・岩手県歯科衛生士会との共同で「義歯ネーム入れと口腔ケア」を開催しました。

歯科技工士会は藤原伸一郎専務理事をはじめ12名、歯科衛生士会は晴山婦美子会長をはじめ13名、当会より小山田、黒田両副会長、米持常任理事、事務局の総勢29名が参加しました。

歯科技工士会のご協力で義歯へのネーム入れを入所者25名・49床に行い、歯科衛生士会のご協力のもと施設入所者19名と施設看護師および介護職員に対し、口腔ケアの方法を指導しました。

本企画は義歯ネーム入れ単独開催時から数えると今回で17回目（口腔ケアの同時開催は10回目）となります。名前の入った義歯を入所者へ見せて装着したところ、「きれいにしてくれてありがとうございます」と笑顔を見せていました。

本事業は、義歯の紛失や取り違えの防止につながるなど入所者や施設の職員ならびにそのご家族から喜ばれております。

また東日本大震災においては、岩手県警より岩手県歯科技工士会に対し、ご遺体に装着されたネーム入りの義歯についての問い合わせが寄せられ、ネーム入りの義歯が身元判明の重要な役割を果たしました。

当会では毎年、本事業を開催しております。施設を運営されている先生方や、施設の嘱託医・協力歯科医の先生方でご希望がございましたら事務局までご連絡下さい。

フロア発言する黒田副会長

歯科医療費の総枠拡大を
第15回保団連歯科全国交流集会

10月28日㈰、東京・全国町村議員会館にて第15回保団連歯科全国交流集会が開催されました。40協会・医会より医師・歯科医師・事務局計121名が参加し、当会からは小山田、黒田両副会長、米持常任理事、事務局が参加しました。

討論では23本の発言通告と49本のフロア発言があり、活発な意見交流がなされました。

討論の中で黒田副会長は「2017年の歯科医療費約2・9兆円の中には、我々歯科医師の技術料とは別に金属材料料の値上げ分約41億円が含まれているという他団体の試算もある。消費税が10％にアップした場合、これが金属材料料にかかってくる。これらの影響も試算しながら、この問題について考えていく必要がある」、小山田副会長は「岩手県では一関市と奥州市で歯科衛生士養成のための修学資金事業を創設したが、残念ながら応募者がいない。歯科衛生士という職業に魅力が無いということであり、このようなところにも歯科界低迷の影響が表れている。こういった施策はとても良いことなので、魅力ある職業となるよう、我々歯科医師も頑張っていかなければならない。そのためにも歯科医療費総枠拡大を勝ち取ろう」とフロア発言を行いました。

指導の改善を求め

東北厚生局への要請・懇談開催

指導行政の改善を求めるため、東北の保険医協会は合同で9回目となる東北厚生局への要請と懇談を9月4日㈫に仙台市の東北厚生局にて行いました。各協会より役員、事務局員12名が参加しました。東北厚生局は6名出席しました。

要請事項と東北厚生局の回答、懇談の概要は次の通りです。なお、厚生労働省への要請は、10月11日㈭の東北ブロック厚労省要請で行いました。要請内容は本紙11月5日号の1面に掲載しています。

要請事項と回答、懇談の概要（ゴシックは要請事項）

厚…東北厚生局の発言

協…保険医協会の発言

1、希望する日時の変更に応じること

厚　立会人の日程や会場の確保等により困難である。

協　保険医の協力あっての指導であり柔軟に対応して欲しい。

厚　立会いや会場の確保上非常に難しい。

2、通知に選定理由を明記すること

厚　選定理由を公にすることは事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあり明記できない。

協　事前に理由が分かれば気持ちがずいぶん楽になる。

厚　東北だけ明記することはできない。高点数の場合は前々年度に集個を受けていることから想像がつくと考える。

3、指導後の措置決定の判断基準を明確にすること

厚　措置の決定は各県事務所等での検討委員会で総合的に判断している。

協　現場では、指導医療官が変わると再指導の件数が増えるなどの声が聞かれる。指導内容がほぼ変わらない中で再指導が急に増えることに疑問がある。判断基準を明確にして欲しい。

厚　措置決定は一指導医療官の考えではなく総合的に判断している。指導医療官が代わったことで措置決定に影響が及ぶものではない。

協　検討委員会の議事録は非公開だし、指導医療官や事務官のコメントは黒塗りだ。これでどう判断すればよいのか。

4、情報開示する場合は非開示部分を最小限にすること

厚　「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき実施しており、開示・不開示の決定は本省の裁決等を踏まえながら適宜判断している。

協　以前開示されていた「月次指導計画」が開示されなくなった。

厚　どの文書を指しているのか、開示請求する際に担当者と詰めて欲しい。

5、各保険医協会からの講師依頼には積極的に協力するよう各事務所へ働きかけること

厚　各県事務所等で業務上対応可能な範囲で協力する。

協　「平成28年3月14日付厚生労働省保険局医療課長医療指導監査室長通知」により医療団体の要請があれば講師を派遣するようにとあるのでぜひお願いしたい。

6、次の2点を厚労省へ伝えること

①十分な周知期間を確保した上で診療報酬改定を行うこと

②施設基準の要件及び研修要件を最小限とし、研修内容も周知期間を確保すること

厚　主旨は機会があれば上部へ伝える。

セーフティウォーキングで歩行寿命を延ばそう！

イスを使った筋力トレーニング

11月15日㈭、盛岡医療生活協同組合 メディカルフィットネスLa・Laで、健康運動指導士で「歩く人。」インストラクターの岡本寿さんを講師に、膝・腰の負担を軽減する歩き方の講習会を行いました。

参加者は始めに簡単な器具を付けて自分の歩行の平均加速度が標準かどうか、上向きや下向きなどに力がどれくらいかかっているのか点数で評価の出る歩行チェックを行いました。

その後、平均寿命と健康寿命の差や、健康寿命＝歩行寿命であること、ただ歩くだけでは筋力低下は止められないことから筋力トレーニングの必要性とポイントの説明を受け、実際に家でも簡単にできる筋力トレーニングとストレッチ、バランストレーニングを実践しました。

参加者からは、「自分の歩き方を科学的にチェックでき、普段から歩きを意識しようと思った」と感想が寄せられ、大変好評でした。

社会保障の「商品化・市場化」がもたらしたものとは

講演のようす

11月17日㈯、岩手県社会保障推進協議会の総会と記念講演が岩手県自治会館で行われました。岩手における社会保障の課題として、岩手の介護を良くする会、在宅総合センター・ひだまりセンター長の吉田真吾さんが「介護保険・総合事業実施後の介護実態の現状と問題」と題して、地域医療の充実・県民のいのちを守る連絡会の中野るみ子さんが「県立病院『経営計画』と県民のいのちを守るために」と題して報告しました。

その後、「国民生活・社会保障をめぐる情勢の特徴と『今日的危機』打開の展望」と題して、佛教大学名誉教授の浜岡政好さんが記念講演を行いました。

浜岡さんは国民生活について、ここ数年で生活苦が広がり、1998年以降、食費や被服費、教養娯楽費、交際費などの消費支出が節約され、労働時間が長くなり、35年間でフルタイム雇用者の睡眠時間が4時間程度減少、過労死、過労自殺、メンタルヘルス不調が労働者の6割にもなり、「奴隷状態」が深化していると指摘しました。

1人当たりの給与額も1980年代の水準にまで低下、特に家族形成期の若い世代のワーキングプア化が深刻化している中で、社会保障・社会福祉は一般市場化へ誘導、民間営利企業の行動様式へと移っており、顕著に表れているのは介護保険だとしました。表の通り、介護事業者の多くは営利法人であり、いろいろな分野で社会保障・社会福祉の商品化・市場化が進み、少数者や過疎高齢地域などの排除、低所得者など社会保障にアクセスできない国民が増大し、人口減少と処遇の劣悪さから担い手が枯渇、営利企業だけが生き残る世界となっていると説明しました。

打開方法として、資本蓄積への規制、所得再分配と社会保障等による生活苦への対応、社会苦・孤立貧への対応として人が介在するセーフティネットの強化、「国民生活の最低限保証」（ナショナル・ミニマム）の確立を挙げました。

表．経営主体別施設・事業所数の状況

（単位：%）　平成26年10月1日現在

	地方公共団体	日赤・社保等	社会福法人	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人(会社)	NPO	その他
訪問介護	0.3	…	19.6	6.2	1.2	2.5	**64.4**	5.4	0.4
訪問入浴介護	0.4	…	39.9	2.0	0.9	0.8	**55.5**	0.4	0.1
訪問看護	2.6	2.5	7.4	32.5	10.0	2.6	**40.3**	1.8	0.4
通所介護	0.7	…	27.7	6.4	0.7	1.5	**58.4**	4.3	0.4
通所リハ	3.0	1.3	9.1	77.2	2.6	…	**0.1**	…	6.8
短期生活介護	2.4	…	82.6	3.6	0.1	0.4	**10.4**	0.5	0.1
短期療養介護	4.1	1.7	11.8	76.9	2.8	…	-	…	2.6
特定施設生活介護	1.0	…	24.1	5.3	0.6	0.3	**67.6**	0.4	0.7
福祉用具貸与	0.0	…	2.6	1.4	0.3	1.9	**92.6**	0.6	0.4
福祉用具販売	－	…	1.7	1.0	0.3	1.8	**94.2**	0.6	0.3
定巡・随時対応 HH	－	…	29.2	17.1	1.0	2.0	**48.6**	2.0	-
夜間対応 HH	0.6	…－	29.6	11.1	0.6 -	0.6	**54.3**	3.1	-
認知症対応デイ	0.6	…	46.3	12.1	0.9	1.5	**32.5**	5.9	0.2
小規模多機能	0.1	…	31.6	13.2	0.7	1.7	**45.9**	6.3	0.4
認知症対応 GH	0.1	…	24.1	17.0	0.4	0.5	**53.1**	4.6	0.2
地域密着特定施設	－	…	32.2	16.5	0.8	0.4	**48.3**	1.5	0.4
複合型サービス	－	…	20.4	25.2	4.8	2.0	**42.2**	5.4 -	-
地域密着特養	5.4	－	94.6	·	·	·	·	·	-
地域包括センター	28.0	…	52.9	12.5	3.2	1.0	**1.4**	0.6	0.3
居宅介護支援	1.0	…	25.9	16.3	2.4	2.5	**48.0**	3.4	0.6

講演資料より

特別な支援ではなく、当たり前の日常を

女性医師・歯科医師学習交流会

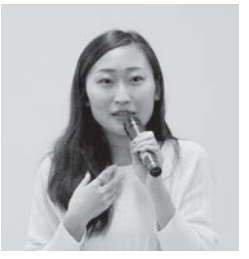

特別講師　Colabo代表
仁藤夢乃さん

10月28日㈰、保団連会議室にて女性医師・歯科医師学習交流会が行われ、全国から44名の医師・歯科医師・事務局が参加しました。当会からは小野寺けい子副会長（保団連女性部員）と事務局が出席し、小野寺副会長は司会を務めました。

午前は「すべての少女に衣食住と関係性を。困っている少女が暴力や搾取に行きつかなくて良い社会に」を合言葉に、中高生世代を中心とする女性を支える活動を行っている一般社団法人Colabo代表の仁藤夢乃さんが特別講演を行いました。

仁藤さんはなぜ自分が高校時代、渋谷で月25日を過ごす〝難民高校生〟だったかを告白、その時の経験を生かし、現在、相談事業だけでなく食事・物品提供、一時シェルターや自立支援シェアハウスの運営などを行っていることを紹介しました。

新宿・渋谷で少女に声をかけるスカウトは毎晩100人以上で「JKビジネス」（未熟な子ども・弱い立場の少女を商品化し成り立つビジネス）は組織的に少女を取り込み、マニュアル化されたビジネスで今や「ふつうの子」まで取り込まれています。

自己責任論の中で、間違った自立心から「助けて」と言えず、衣食住＋関係性を失くした子どもたちには、「衣」生きていくための知恵、身を守る術、「食」今日食べる物、食べていくための職、食卓を囲む機会・人、「住」安心して過ごせる・眠れる家、帰りたいと思える家、「関係性」ホームとなる関わり、つながりが重要で、食事提供は相談へのハードルを下げ、信頼関係をつくり、状況整理や伴走支援のきっかけになると話しました。

仁藤さんは、日本は性の商品化に寛容な社会と文化で、買いたい大人と売りたい大人の需要と供給があること、子どもたちに必要なのは「特別な支援ではなく、当たり前の日常」であり、傷ついた人と関わるとき、傷つかない支援などないため、傷ついても倒れないような繋がりをつくり、自分にできることをしてほしいと話しました。

午後は保団連の齋藤副会長より、今年度の活動のまとめと来年度活動計画と課題について報告があり、その後、各協会・医会からの活動報告がありました。

⑬ 労働基準法と従業員の笑顔

医院のための労務ワンポイントアドバイス

企業発展の原動力は従業員の明るい笑顔、それも健康的な笑顔と言われています。その笑顔は労働基準法を守ってこそ生まれます。私がこの話を初めて聞いたのは社会保険労務士になりたての頃でした。話してくれたのは明治大学の松岡三郎教授でした。松岡氏は内務省（のちの労働省）勤務時代労働基準法を作ったと言われる人です。松岡氏が明治大学の教授の時、戦後間もない大学職員の労働条件はかなりひどいものでした。

この事態を打開すべく立ち上がった若き助教授である労働組合委員長が松岡氏に相談に来たそうです。その時、労組委員長に「労基法を守って労働条件を向上させることが大学職員に明るい笑顔もたらし大学が発展することになる」と言って大学総長と交渉するよう助言しました。その結果、職員に笑顔が生まれました。受験生への対応もよくなり受験生も大幅に増えました。今でも明大は受験者数ではトップクラスで10万人以上です。大学受験料は3万5千円。医・歯学部では4万から6万円です。受験料収入がいかに大学に大きな利益をもたらすかわかります。

大きな利益をもたらす笑顔の効用については患者に対応する医療関係者からも発信されています。「言葉は通じなくても笑顔は無言のコミュニケーションを形成する」「元手はかからない、いくら与えても減らない、それでいて効果は抜群」と様々です。

労基法で必ず守らなければならないのが36協定（時間外労働・休日労働に関する労使協定）です。何回も申し上げているように時間外労働は犯罪です。つまり違反すると懲役刑か罰金刑です。しかし、36協定を結べば時間外労働、休日労働が犯罪ではなくなります。この大切な36協定を締結している中小企業は約43％。つまり、いつ逮捕されてもおかしくない中小企業の経営者が6割近くもいるということです。労働基準監督署は逮捕権があります。私も労基署で「手錠」を見たことがありません。労基署は見せしめに目立つ経営者を逮捕して36協定締結を普及することも可能です。しかし、今回の「働き方改革」では行政指導で行うことにしています。36協定の様式も変わりました。厚生労働省は「中小企業主・小規模事業者の皆さまへサブロク協定をご存知ですか？」というリーフレットを全事業者に配布するなどして対応しています。同時にトラブルを起こした労働者から「36協定違反」で訴えられるケースも起きています。

曽我社会保険労務士事務所
所長　曽我　浩

味処 250

手打ちそば
遍利窟
八幡平市

冷し天おろし（850円）

八幡平市役所から焼け走り方向に向かい、JA田頭ライスセンター手前にあるのが「へりくつ」というお店です。お店の外には、「こだわり　気取りなし　美味しければそれでいい」と書かれています。

ここのおそばは二八（そば粉：小麦粉が8：2）ではなく、外二（そば粉10につなぎの小麦粉が2で10：2）。北海道産の石臼そば粉に割り粉2を加えた手打ちで、こしがあるのにのど越しが良いのが特徴です。

冷し天おろしは、おそばの上にししとう、ピーマン、なすの天ぷら、天かす、かつけ、おろしがのったそばで、別添えのつゆをかけ、ぶっかけにしていただきます。つゆのだしは、鰹節だけで取っているため、雑味がなく、すっきりとした味わい。サクサクの天かすとそばの相性は言うまでもなく、食が進みます。

店内には懐かしい写真やコーヒーを淹れる道具などが置かれ、見ているだけでも楽しくなります。開店から10年、定年退職したご主人が始めたお店には、若い方から年配のご夫婦まで、お客さんが次々と訪れます。「ずっと来たかった」というお客さんもいて、評判のお店間違いなしです。

八幡平市田頭3-30-7
TEL 0195-75-0724
営業時間　11：30～14：30
定休日　毎週木曜

常任理事会だより　10月

【日　時】
2018年
10月16日㈫
19：30～21：00

【場　所】
アイーナ会議室801

【出席者】
役員、事務局併せて12名

1、2018年9月期活動報告並びに2018年10～11月期活動計画が承認された

2、西日本豪雨災害の見舞金と会員からの募金総額の差額について予備費執行が承認された

3、第127回東北ブロック会議の出席者について承認された

4、一般社団法人岩手県医師会との懇談について出席者と役割分担について承認された

5、税務経営部と学術文化部からの講演会の企画について承認された